

令和7年第2回

南三陸町教育委員会定例会議案

日時：令和7年2月7日（金）

午後1時30分

場所：南三陸町役場本庁舎 教育長室

第1回南三陸町教育委員会定例会日程

日程第1 出席点呼

日程第2 開会宣言

日程第3 前回教育委員会議事録の承認について

日程第4 議事録署名委員の指名 _____

日程第5 教育長行政報告

日程第6 付議事件

議案第1号 県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の内申について

議案第2号 教育長の辞職の同意について

議案第3号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定
について

日程第7 その他

日程第8 閉会宣言

議案第 1 号

県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 38 条第 1 項の規定により、別紙のとおり内申する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

南三陸町教育委員会
教育長 齊 藤 明

提案理由

校長及び教頭の任免その他の進退を内申したいためである。

議案第 2 号

教育長の辞職の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 0 条の規定により、同意を求める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

南三陸町教育委員会
教育長 齊 藤 明

提案理由

本年 3 月 3 1 日をもって教育長の職を辞したい旨の申し出があったためである。

議案第3号

南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定
について

南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり意見を申し出る。

令和7年2月7日提出

南三陸町教育委員会
教育長 齊 藤 明

提案理由

利用料金に係る特例措置を設けたいためである。

南三教委第 号
令和 7 年 2 月 日

南三陸町長 佐 藤 仁 様

南三陸町教育委員会

議会の議決を経るべき事件の議案の作成について（具申）
このことについて、別紙のとおり議会の議決を経るべき事件の議案を作成
されますよう意見を申出ますので、よろしくお願い申し上げます。

担当：教育委員会事務局 佐藤
電話：0226-46-2604

南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例

南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例（平成20年南三陸町条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（アリーナの利用料金に関する特例）

5 第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、アリーナの設備の利用に係る利用料金（放送設備及び暖房を除く。）は、徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の設備の利用に係る利用料金について適用し、この条例の施行の日前の設備の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。